

住宅用家屋証明 申請書

綾瀬市長 あて

令和 年 月 日

市役所へ来た人の

住所

氏名

※ 租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅以外又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 [年 月 日 { (ハ) 新築 } (ニ) 取得 }] が

この規定に該当するものである旨の証明を申請します。

所有者 (申請者)	住所	
	氏名	
家屋の所在地	綾瀬市	
家屋番号	番	
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	1 売買	2 競落
建築年月日	年 月 日 (上記イ(a・c・e)を○で囲んだ場合に記載する。)	
取得年月日	年 月 日 (上記イ(b・d・f)又は(ロ)を○で囲んだ場合に記載する。)	
申請者の居住 (該当するものを○で囲む)	1 入居済	2 入居予定 (申立書が必要です。)
床面積	1 階 m ²	1階以外 m ² 構造 造
区分建物の耐火性能 (区分建物の場合のみ○で囲む)	1 耐火又は準耐火	2 低層集合住宅

(注意) 床面積は五十㎡以上で、新築又は取得後1年以内に登記する場合に
対象。併用住宅は、九十%を超える部分が住宅であること。

【備考】※{ }の中は、(イ)又は(ロ)のうち、該当するものを○で囲み、(イ)を○で囲んだ場合は、さらにa~eのうち該当するものを○で囲むこと。

手数料	1,300 円
受付 / 記載 / 審査 / 交付	

住宅用家屋証明書

- ※ 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅以外又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 [年 月 日 { (ハ) 新築 } (ニ) 取得 }] が

この規定に該当するものである旨を証明します。

所有者 (申請者)	住所	
	氏名	
家屋の所在地	綾瀬市	
家屋番号	番	
取得の原因 (移転登記の場合)	1 売買	2 競落

令和 年 月 日

神奈川県綾瀬市長 古塩 政由